

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

令和7年8月22日発効

家内労働法第14条に基づき、委託者は最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

(1) 男子既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額	図番号
背広上衣	袖付け裏まつり		1枚につき127円	①
	袖口裏まつり		1枚(28センチメートル×2)につき64円	②
	見返し7ミリメートル星入れ		75センチメートルにつき57円	③
	ベンツまつり		1か所(6センチメートル)につき13円	④
	背裾まつり		1枚につき40円	⑤
	袖開きまつり		1枚につき17円	⑥
	襟折り返し裏まつり		1枚につき17円	⑦
	背裏鎖止め		1か所につき17円	⑧
	肩裏まつり		1枚につき40円	⑨
	袖裏星入れ		1枚につき32円	⑩
	ベンツ止め		1か所につき5円	⑪
	カード付け		カード1枚につき9円	⑫
	糸くず取り		1枚につき64円	
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	1本につき17円	①
		わたり部について行うもの	1本につき25円	②
	ボタン付け		1個につき9円	③
	腰裏後端まつり		1本につき9円	④
	糸くず取り		1本につき25円	

(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	図番号
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11 円	①
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17 円	②
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20 円	③
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22 円	④
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8 円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル（ベルト通しループを除く）	1か所につき 11 円	⑥
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6 円	⑦
	肩パット付け	部分止め	1組につき 28 円	⑧
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 37 円	⑨
	糸くず取り		1枚につき 17 円	
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11 円	①
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17 円	②
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 20 円	③
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 24 円	④
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8 円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル（ベルト通しループを除く）	1か所につき 8 円	⑥
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき 6 円	
	糸くず取り		1枚につき 17 円	
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11 円	
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 8 円	
	糸くず取り		1枚につき 16 円	

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

○鳥取労働局労働基準部賃金室 電話 0857-29-1705

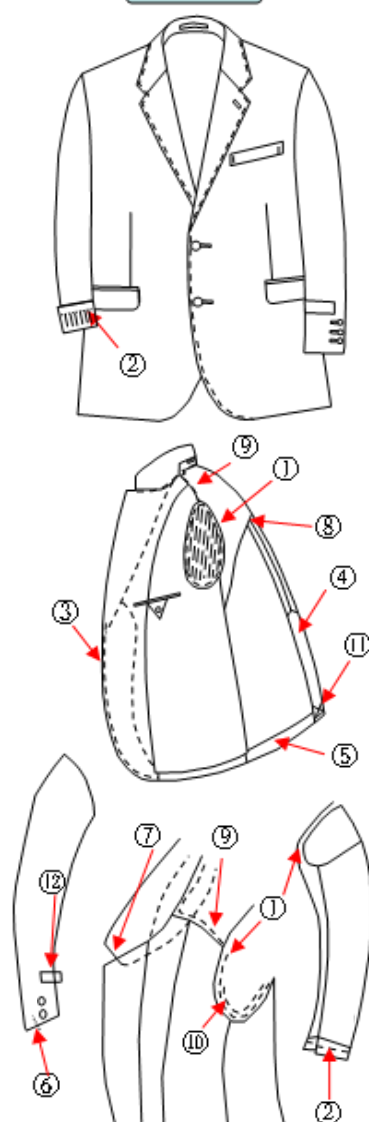
○鳥取労働基準監督署 電話 0857-24-3211

○米子労働基準監督署 電話 0859-34-2231

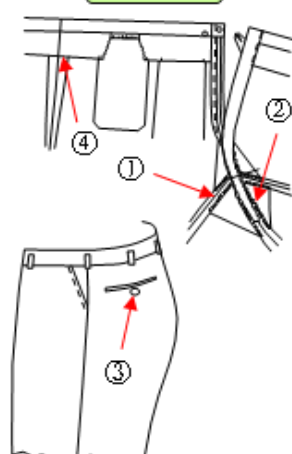
○倉吉労働基準監督署 電話 0858-22-6274

男子既製洋服

背広上衣

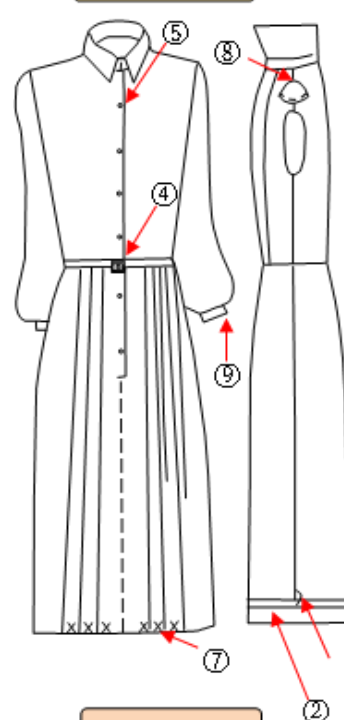


ズボン



婦人既製洋服

ワンピース



スカート

